

◎特定農産加工業経営改善臨時措置法 の一部を改正する法律

(平成二六年六月一日法律第六二号)

一、提案理由(平成二六年三月二五日・参議院農林水産委 員会)

○国務大臣(林芳正君) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

本法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、金融及び税制上の支援措置を講ずることにより、特定農産加工業者の経営の改善を促進するため、平成元年に、その有効期間を限った臨時措置法として制定されたものであります。これまで、本法の活用により、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところではありますが、農産加工品の輸入量の増加や国内消費における輸入品のシェアの拡大が継続しているところであります。

このような特定農産加工業をめぐる厳しい状況に加え、国産

農産物の重要な販路である農産加工業の持続的な発展が地域農業の健全な発展のためにも必要であること等を踏まえ、引き続き特定農産加工業者の経営改善に取り組んでいく必要があります。

このため、本法の有効期限を五年間延長し、平成三十一年六月三十日とすることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告(平成二六年三月二八日)

○野村哲郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、本法制定の経緯と延長の理由、本法に基づく支援措置の効果、農産加工業者における国産農産物利用拡大に向けた支援の必要性、農産加工品の輸出促進に向けた

取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年三月二七日)

農産加工工業は、国民に対して食料を安定的に供給する上で、農業と並ぶ両輪として重要な役割を果たしている。農産加工品の輸入自由化に対応するため、農産加工工業の経営改善に向けた措置が講じられてきたが、農産加工品の輸入量の増加や国内市場の縮小など、農産加工工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農産加工工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工工業の振興に努めること。

また、地域農業の発展に資するため、特定農産加工工業において国産農産物の使用が一層促進されるよう、経営改善計画の承認等において必要な指導を行うこと。

二 本制度の運用に当たっては、EPA・FTA等の進捗に即

特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

応して対象業種を追加指定するなど、適切かつ弾力的に対処すること。

三 農業生産者と農産加工業者による六次産業化や農商工連携の取組を促進するためにも、新商品・新技術の研究開発の促進、専門家による支援体制の充実、低利融資等、必要な措置を講ずること。

四 東日本大震災の被災地において農産加工工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。
右決議する。

三、衆議院農林水産委員長報告(平成二六年六月五日)

○坂本哲志君 ただいま議題となりました三法律案につきまして申し上げます。

まず、特定農産加工工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における特定農産加工工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月二十八日参議院から送付され、五月二十六

日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌二十七日林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨六月四日質疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。

……………(略)……………

○附帯決議(平成二六年六月四日)

農産加工業は、国民に対して食料を安定的に供給する上で、農業と並ぶ両輪として重要な役割を果たしている。農産加工品の輸入自由化に対応するため、農産加工業の経営改善に向けた措置が講じられてきたが、農産加工品の輸入量の増加や国内市場の縮小など、農産加工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 農産加工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工業の振興に努めること。

また、地域農業の発展に資するため、特定農産加工業にお

いて国産農産物の使用が一層促進されるよう、経営改善計画の承認等において必要な指導を行うこと。

二 農業及び農産加工業の健全な発展に資するという制度の本旨が十分発揮されるよう、本制度と農産物に係る支援制度等関連施策との有機的連携に留意しながら、不断に制度の評価・検証を実施し、適時適切な見直しを行うこと。

三 本制度の運用に当たっては、EPA・FTA等の進捗に即応して対象業種を追加指定するなど、適切かつ弾力的に対処すること。

四 農業生産者と農産加工業者による六次産業化や農商工連携の取組を促進するためにも、新商品・新技術の研究開発の促進、マーケティング等販売戦略について専門的な知見を有する六次産業化プランナー等による支援体制の充実、低利融資等、必要な措置を講ずること。

五 東日本大震災の被災地において農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。右決議する。